

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人川越女子高等学校同窓会<sup>きっかわ</sup>吉川奨学財団（以下「この法人」という。）の定款に基づき、選考委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成等)

第2条 選考委員会は、選考委員全員をもって構成し、定款で定めた事項につき決議する。

## 第2章 選考委員会の招集の手続等

(招集権者)

第3条 選考委員会は代表理事が招集する。

(招集)

第4条 選考委員会の招集通知は、選考委員会の開催日の1週間前までに、各選考委員に対して、書面又は電磁的な記録により発しなければならない。

2 前項の招集通知には、会議の日時、場所及び会議の目的事項を記載しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、選考委員会は、選考委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第5条 選考委員は、選考委員会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

## 第3章 選考委員会の議事

(議長)

第6条 選考委員会の議長となる者は、選考委員会に出席した選考委員の中から互選により定める。

(定足数)

第7条 選考委員会は、選考委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、選考委員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(選考委員会の決議事項)

第8条 選考委員会は、定款第4条第1項第1号に定める事業の対象となる者及び第2号に定める事業の対象となる事業を選考する。

(議題の審議等)

第9条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、選考委員会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

3 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

4 議長は、選考対象者と親族関係にあるなどの利害関係ある選考委員に対し、関係ある議題の付議から決議までの間、退席を命じることができる。

(説明義務者)

第10条 選考委員の理事に対する質問の説明は、代表理事又はその指名した理事が行う。

2 理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明させることができる。

(一括説明)

第11条 理事は、選考委員の質問に対して一括して説明することができる。

(決議の方法)

第12条 選考委員会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる選考委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(採決)

第13条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

3 議長は、採決が終了したときは、その結果を選考委員会に宣言しなければならない。

(議事録)

第14条 選考委員会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他事項を記載して、議長及び会議に出席した選考委員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印をしなければならない。

2 前項の議事録は、10年間この法人の事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第15条 議長は、選考委員会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した選考委員に対し報告しなければならない。

#### 第4章 雑 則

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年 3月27日から施行する。

この規程は、令和5年10月11日から施行する。